調査報告書

令和8年3月19日

越谷市いじめ防止対策委員会

越谷市いじめ防止対策委員会

調査報告書

１．はじめに（本調査の位置づけ）

現在越谷市立[redacted]中学校[redacted]に在籍している生徒が、[redacted]在籍時いじめが原因で不登校になり[redacted]になったと訴えている事案について、中学校及び中学校の設置者である越谷市教育委員会（以下「教育委員会」とする）は令和６年１０月８日「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）第２８条１項１号２号並びに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」とする）に基づき重大事態として調査を開始すべきと判断し、法第３０条に基づき、重大事態として越谷市長に報告したうえ、学校主体の調査を行っていたが、いじめの全容解明や同種の事態の再発防止のためには学校や学校の設置者も調査対象とする必要があると判断し、「越谷市いじめ防止対策委員会」による調査を開始することとした。

２．調査の目的・調査組織の構成

（１）調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある（法２８条・ガイドライン第１章等）。

（２）調査期間

調査組織の設置日　令和７年５月２３日
調査開始　令和７年５月２３日
調査終了　令和８年２月２０日

（３）調査組織の構成

①主体　「越谷市いじめ防止対策委員会」
②構成員

委員長	板垣　明	（越谷市退職校長会現会長）
副委員長	永沼　卓	（一般社団法人越谷市医師会理事　医師）
委員	河内　智子	（埼玉弁護士会越谷支部　弁護士）
委員	吉田　孝祐	（埼玉県公認心理師会　公認心理師・臨床心理士）
委員	井上　百合枝	（埼玉県社会福祉士会　社会福祉士）

３．当該事案の概要等

（１）基礎情報

①重大事態が発生した学校名
越谷市立[redacted]中学校（以下「中学校」とする）
②当事者・関係者（以下学年等については全て令和[redacted]時点とする）

対象生徒氏名	[redacted]	（以下Ａ）
関係生徒氏名	[redacted]	（以下Ｂ）
同	[redacted]	（以下Ｃ）
同	[redacted]	（以下Ｄ）
同	[redacted]	（以下Ｅ）
同	[redacted]	（以下Ｆ）
同	[redacted]	（以下Ｇ）
同	[redacted]	（以下Ｈ）
同	[redacted]	（以下Ｉ）
同	[redacted]	（以下Ｊ）

同　[redacted]（以下Ｋ）
同　[redacted]（以下Ｌ）
同　[redacted]（以下Ｍ）
同　[redacted]（以下Ｎ）

※なお、本件では生徒間の関係性を調査する必要性から、Ａが加害を受けたと訴えている生徒以外にも広く聴取を行った。したがって、関係生徒は加害生徒とは限らない。

③中学校教職員等

令和６年度[redacted]（以下[redacted]）
令和６年度[redacted]（以下[redacted]）
令和６年度[redacted]（以下　学年主任）
令和６年度[redacted]（以下　担任）
令和６年度[redacted]（以下　副担任）
令和６年度[redacted]（以下　養護教諭）
[redacted]（令和５年度まで）[redacted]（以下[redacted]）

④その他

越谷市立[redacted]小学校（以下「小学校」とする）校長　[redacted]（以下　小学校校長）

令和[redacted]小学校[redacted]担任　[redacted]（以下　[redacted]担任）
越谷市立教育センター[redacted]　[redacted]（以下　教育センター[redacted]）

（２）事案の概要

Ａは、令和[redacted]年４月１８日、[redacted]の教室内で一人で鉛筆で遊んでいる際、何人かの生徒にクリップをつけられるなどのちょっかいを出されるいじめ、また、５月１７日には給食配ぜん中配った給食を拒否されるいじめをそれぞれ受け、６月中旬から不登校になり、その後[redacted]の診断を受けた。

４．調査の内容

（１）調査方法

①資料分析

学校いじめ防止基本方針及び中学校・教育委員会提供資料の分析

②上記対象生徒の保護者からの聴取

③上記関係生徒からの聴取

④上記学校教職員等・その他からの聴取

（２）調査内容

令和７年　５月２３日　第　１回（顔合わせ・協議）
同年　６月１７日　第　２回（対象生徒Ａ父母聴取）
同年　６月２０日　第　３回（協議）
同年　７月　３日　第　４回（関係生徒ＣＤＨＫ聴取）
同年　７月　８日　第　５回（関係生徒ＦＬ聴取）
同年　７月１１日　第　６回（関係生徒Ｅ聴取）
同年　７月１４日　第　７回（協議）
同年　７月１８日　第　８回（関係生徒ＢＩ聴取）
同年　７月２３日　第　９回（関係生徒G聴取）
同年　７月２５日　第１０回（関係生徒Ｊ聴取）
同年　７月２９日　第１１回（関係生徒M聴取）
同年　７月３１日　第１２回（協議）
同年　８月２１日　第１３回（協議）
同年　８月２８日　第１４回（関係生徒Ｎ聴取）

同年　９月２５日　第１５回（[redacted]担任・[redacted]聴取）
同年　９月２９日　第１６回（養護教諭・学年主任聴取）
同年１０月　８日　第１７回（副担任・小学校校長聴取）
同年１０月１７日　第１８回（担任聴取）
同年１０月２０日　第１９回（[redacted]聴取）
同年１０月２４日　第２０回（[redacted]聴取）
同年１０月２９日　第２１回（協議）
同年１１月　７日　第２２回（協議）
同年１１月２８日　第２３回（[redacted]聴取）
同年１２月１１日　第２４回（協議）
同年１２月１９日　第２５回（協議）
令和８年　１月２６日　第２６回（協議）
同年　２月　５日　第２７回（協議）
同年　２月１３日　第２８回（協議）
同年　２月２０日　第２９回（協議）

５．当該事案の事実経過
（１）小学校[redacted]次（令和[redacted]年度）
①ＡはＦＧＨＬＭらと同じクラス（[redacted]）であった。
遅くとも２学期が始まるまでの間に、Ａはクラス皆から「お前は気持ち悪い」と言われ、机を蹴飛ばされたり、ばいきん扱い（Ａが触るとそれをばいきんとして付け回して鬼ごっこのようなことをする）され、掃除中Ａの机のみ運ばれない、などのいじめを受けるようになり、特にＬＭは主導的にＡに暴言を吐いたり、からかったりしていた。
そのため、令和[redacted]年９月２２日Ａは両親に上記いじめを受けている旨訴え、Ａ両親は同年９月２５日小学校に来校し、小学校校長・[redacted]担任に上記いじめを受けている旨訴え、[redacted]で配慮するよう求めた。
しかし、本委員会がＭやＧらＡの小学校の同級生に聴取したところ、小学校の[redacted]で、ＭがＡに対して「お前は生きている価値がない」と言ったのをきっかけに、ＭとＡはお互い「お前は生きている価値がない」と言い合いになったことが判明した。また、ＧもＡと「お前は生きている価値がない」と言い合ったことが判明した（なお、Ｇによると、どちらが先に言いだしたかはわからない）。
[redacted]後、[redacted]担任は、Ａへの上記いじめについて、関係した生徒を呼び出して聴取したところ、いじめの事実が確認できたため、指導をし、いじめを行った生徒皆がＡに対して謝罪した。
なお、Ａの保護者から希望があったため、[redacted]担任は、いじめを行ったすべての生徒の保護者に連絡をし、その際何人かの保護者にはＡの保護者の連絡先も教えた。Ａの保護者としてはいじめを行った生徒の保護者から謝罪の連絡が入ると思っていたが、いじめを行った生徒の保護者から連絡は全くなかった。
②本委員会が小学校校長を聴取したところによると、小学校では、市のアンケート以外に[redacted]（以下単に「アンケート」という）を毎年６月、１１月に実施している。
Ａ父によると、１１月のアンケートにおいて、Ａは「学校は楽しいですか」という設問に「いいえ」、「いじめられたことがありますか」という設問に「はい」とそれぞれ回答したにも関わらず、[redacted]担任はＡにこれを書き直させ、後日三者面談でＡ父に書き直させた旨報告したという。
しかし、[redacted]担任は、本委員会の聴取で、Ａ父とアンケートの話をしたことを含め全く記憶がない、と述べている。また、本委員会が資料として小学校にアンケートの

提出を求めたところ、廃棄されていた。それゆえ、このようなアンケートの書き直しがあったかどうかは判断できない。
③前述したように小学校時代のいじめについて指導や謝罪が行われ、その後３か月間継続してＡがいじめにより苦痛を感じることがなかったと確認できたため、令和[redacted]年１月小学校はいじめが解消されたものと判断し、教育委員会にその旨報告した。
④[redacted]、小中連絡協議会（中学進学にあたり、行われる小学校から中学校への申し送りの会）が行われたが、その際、Ａはからかわれやすいキャラなどという情報提供はあったものの、Ａに対するいじめがあったという情報提供がなされることはなかった。なお、小学校が行った中学１年のクラス分けにおいて、[redacted]時のいじめの加害生徒のほとんどとＡは別のクラスにしたが、加害生徒が多くほとんどの生徒が同じ中学校に進学するなかで、すべての加害生徒を別のクラスにすることは困難であったため、Ｇは主導的立場でなく、従属的立場で行うことが多かったこともあり、Ａと同じクラスにした。
⑤なお、Ａの父からは本委員会に対して小学校[redacted]次のいじめの調査もしてほしいとの希望があったが、小学校から提供された資料に[redacted]次のことについては記載がなかったことなどから、調査は不可能と判断した。
⑥[redacted]

（２）[redacted]
①（後述するクリップ事件について担任が聴取した際Ａが述べたところによると）４月１５日（月）頃から、ＡはＢＣらによるからかいやちょっかい（頭や足をペンケースや手で叩いてくる、背中にデコピン、トイレでカンチョウ、お尻や股間を触ってきてやめてと伝えてもやめてくれない）がエスカレートしているように感じていた。
②４月１６日（火）の教育相談部会において、担任はＡの生活の様子について[redacted]と報告した。
③４月１８日（木）（以下の出来事については以下「クリップ事件」とする）
　１時間目の授業開始前にＡがＧを本でたたき、３時間目の授業開始前にＧがけがをしたと訴えた。
　そこで、担任と学年職員はその日のうちにＡや関係生徒５名（ＢＣＤＥＧ）への聞き取りを行い、その結果学校作成の生徒指導報告書によると、１時間目の授業開始前全員が席に戻った後、「ＡはＢがクリップをつけたと思い込み、右斜め前のＢの頭を、持っていた本でたたいた。その後ＢはＡの横まで行ってお互いにたたき合った。そのため、Ｇが勝手にＢを守ろうと判断してＡを抑えようとした際、Ｇの手が頭にあたってしまった。Ａは頭をたたかれたと思い込み、持っていた本でＧを叩いた」と認定した。そして、翌日４月１９日（金）、中学校はＡを含むそれぞれの生徒を以下のように指導した。
　副担任は、Ａに「暴力をふるいたくなっても我慢しなさい、我慢が必要」と指導した。そして、ＡからＢＧに手を出したことについて謝罪させた。なお、Ａは「暴力をふるいたくなっても我慢しなさい、我慢が必要」との指導を「殴られても我慢することが必要」と受け止め、帰宅後Ａ父にそのように話した。
　ＢからＡにお互いに叩き合ってしまったこと、いやなちょっかいを出したことについて謝罪させた。
　ＣからＡにクリップをつけたこと・いやなちょっかいを出したことについて謝罪させた。
　ＧからＡにクリップをつけたことについて謝罪させた。

ＤからＡに追いかけっこみたいなことをしたことについて謝罪させた。
そして全員に対して自分の行動や発言に責任をもつことなど指導した。
しかし、本委員会の聴取で、上記関係生徒５名の聴取を行ったところ、実際は以下のとおりであったことが判明した。
Ａが自分の席で鉛筆をタワーにして一人で遊んでいたところ、関係生徒５名がＡの周りに集まってきて、５名のうち誰かがＡが作ったタワーを崩したので、Ａは怒って「わざと崩さないでよ」などと言った。その後、Ｃがダブルクリップをの襟元につけたので、Ａは「やめてよ」などと言ってダブルクリップをとって机の上に置いたが、それを見ていたＧはＣの真似をしてダブルクリップをＡの襟元につけ、その際Ｇの手がＡの頭にふれたため、Ａはそれを不快苦痛に感じ、その手を振り払おうとして一回転するように本を振り回し、本が後方にいたＧの右こめかみあたりにあたってしまった。
つまり、クリップ事件は、関係生徒５名が一方的にＡにちょっかいをだしたことによりＡが苦痛を感じたことから起こったものであり、後述するようにＡに対するいじめそのものである。しかし、中学校はいじめととらえなかった。
④４月１９日（金）、上記の通りクリップ事件の事実確認、お互いの謝罪、指導、保護者への報告が行われた。
その際、Ａの保護者から[redacted]・[redacted]で大きなトラブルがあった、小学校からのいじめがあったという流れも受けてみてほしいという要望があったにも関わらず、管理職を含めた教職員が小学校に確認の問い合わせをしていなかった。
そればかりか、管理職も教員も、どっちもどっち、お互い様、子供たちによくあるトラブルととらえていた。また、生徒指導委員会等で報告がなされたが、校長も「悪ふざけの延長」ととらえ、いじめとはとらえず、いじめ対策組織等は設置されず、今後の様子を見守ることで指導は終了した。そして、[redacted]は、Ａ父に対して、いじめはなかったとし、学校は警察ではないから、これ以上の調査はできないと言った。
⑤その後、４月中Ａは毎日、遅刻早退することなく中学校に出席した。
しかし、教育相談部会資料によると、４月３０日（火）担任はＡが「小学校時代のいじめを理由に教室に入るのを渋る　いまはいじめがない　学校に行きたくない気持ちは親とも話せている　を確認、ＧＷ家族で話し合うようアドバイスした」と報告したという。この点、本委員会の聴取によると、担任は、クリップ事件以降ほぼ毎日Ａの不安を解消しようとＡに声をかけていたが、Ａが「大丈夫」と答えていたため、中学校でのいじめはないと判断して「いまはいじめがない」と報告した、という。しかし、いじめで苦痛を受けている生徒が「大丈夫」と答えても実際には大丈夫でないことが多いことを考えると
本件でも中学校がクリップ事件をＡに対するいじめとはとらえず指導をしたために、Ａのクラス内ではＡに対するからかいやちょっかいが続いており、Ａは苦痛を感じていたと推測される。
実際、中学校で実施したアンケートや本委員会の聴取でもクラス内でＡに対するいじめが常態化していたことを確認した。
例えばＦはＡに対して「社会不適合者」と言ったという。この点、本委員会の聴取において、Ｆ本人はＡに一切悪口を言ったことがないと否定している。しかし、後述するように７月及び１２月中学校で行ったアンケート調査や本委員会の関係生徒聴取によれば、Ｆがこのように言ったと答えた生徒が複数おり、Ｆがこのように言ったのは間違いないと判断する。
Ｉは本委員会の聴取において、「気持ち悪くない？」などの悪口や陰口を言ったことがあると認めている。７月及び１２月中学校で行ったアンケート調査でもＩがＡのことが嫌いという陰口やＡの名前を早口で笑いながら連呼したことが判明している。
また、７月及び１２月中学校で行ったアンケート調査や本委員会の聴取によると、中

学校でも「〇（Ａの苗字）菌」などとしてばい菌扱いされていることや机を移動する際にＡの机だけ運ばれないこと、Ａが触ったところを汚いと言ったことがあったことが判明した。
　Ａ父によると４月もまともに教室に入れず保健室で自習していた、というのであり、Ａはすでにクリップ事件の前後から中学校に行きたくない気持ちを抱えていたと推測される。
⑥[redacted]は４月に中学校に赴任したが、早い段階で「部活の問題は顧問が、学級の問題は担任が、責任をもって対応する」旨教職員に伝えた。本委員会の聴取によると、[redacted]としては、責任の所在が明らかにならないまま漫然と対応しているのを見てこのように指導したようであるが、実際には真逆のメッセージとして伝わってしまい、中学校内に顧問または担任が一人で抱え込み管理職に相談できない雰囲気を作ってしまった。
⑦５月１日（水）Ａ父母は[redacted]と面談した。
　[redacted]から本委員会が聴取したところ、Ａ父は、小学校に続き中学校でもいじめられＡは学校に行きたがっていないが、どのような支援が受けられるのか相談したいと述べ、これに対して教育センター[redacted]は校内の教室以外の居場所に行けるようにしてあげること、Ａが安心して話ができる人を学校内に作ることが必要とアドバイスした。
　その後、[redacted]は、Ａ父母から中学校でもいじめられているとの訴えがあったことについて、[redacted]に報告しているが、教育委員会指導課（以下「指導課」とする）に情報提供することはしなかった。また、報告を受けた[redacted]は、この段階では前述したようにいじめはなかったと考えていたため、これを中学校全体に共有することはしなかった。
⑧５月２日（木）担任は教育相談部会にＡについて「話を聞いたり、指導するときも配慮が必要」などと報告した。
⑨５月７日（火※大型連休後の最初の登校日）Ａは学校を早退した。
⑩５月８日（水）Ａは学校を早退した。同日、担任はＡの両親と面談した。両親によればＡは毎晩学校に行きたくないと泣いており、[redacted]に通院しており[redacted]の診断を受けている、教育センターにも相談しているとのことであった。担任は、相談室利用を勧め、スクールカウンセラーを紹介・予約するなどした。
⑪５月１０日（金）Ａは２時間目の授業は保健室で過ごし、３．４時間目の授業は相談室を利用、その後給食はクラスで食べ、５時間目授業以降は早退した。
⑫５月１３日（月）Ａは１時間目の授業は保健室で過ごし、２時間目の国語の授業は相談室を利用、その後３・４時間目の家庭科授業や給食、５時間目の学活はクラスに参加し、昼休みは体育館の大縄跳び練習に参加した。
⑬５月１４日（火）Ａは１時間目の数学の授業は保健室で過ごし、２時間目の国語の授業はクラスに参加、３時間目は後述のようにスクールカウンセラー面談、４時間目の音楽の授業はクラスに参加、５時間目の理科の授業は相談室を利用した。
　スクールカウンセラーの面談はこの日が初回であったが、スクールカウンセラーの記録によると相談内容は、学校生活についてとなっており、「いじめ問題」に分類されていない。
⑭５月１５日（水）Ａは３時間目の理科の授業の時間、相談室を利用したが、記録によると相談の分類は「いじめ」ではなく「心身の健康」となっている。
⑮５月１６日（木）Ａは２時間目の体育の授業の時間相談室を利用し、４時間目の理科の授業も利用予定だったが来室せず、時間途中で早退した。
⑯５月１７日（金）
　Ａは２時間目の数学の時間、相談室を利用した。その後３・４時間目体育祭の練習に参加した後、給食を食べて帰る予定だったが、給食終了後相談室に来室しなかった

ため、相談員がクラスにＡを迎えに行き、その後相談室にＡ父が迎えに来てＡは早退した。
　その後Ａ父は学校に電話し（[redacted]が対応。Ａ父は[redacted]に代わるよう要求したが、[redacted]は応じず）、この日の給食時間、同じクラスのＪ、Ｋが「お前はばい菌だ」「私の牛乳に触るな」などと言って給食当番のＡから給食をもらうのを拒否した、と訴えた（以下「給食拒否事件」という）。また、Ｇから引き続きいじめをうけており、担任にも相談しているが一向に改善されない、だれも話しかけてくれない、自殺に追い込む気か、学校に相談しても「Ａもこんなことしてる」とうやむやにされると訴えた。
　Ａ父はその後、指導課に電話し、いじめを解消してほしいこと、相談室にいる間の学習保障をしてほしいことを訴えた。
　その後指導課は、中学校に確認したところ、中学校で事情聴取したがいじめの事実は出てこなかったとのことであったので、当初指導課としてはそれを信用して中学校に対応を任せることにした。
　その後１７日（金）及び２０日（月）担任や副担任らが事情を聴取した。
　Ｈら周囲にいた生徒から聴取したところ、Ｊが給食をＡからもらわず別の生徒からもらっていたこと、ＫがＡに「汚い、触るな」といったのを聞いた、ＫがＡの机と自分の机を離すなどＡを避けるような行動をしたことが判明した。
　Ｊに聴取したところ、Ｊは今週中２回Ａが給食を持ってきたときに「お前が持ってきた給食はいらない」といってうけとらなかった、Ａが通るときに避けるような行動をとったとおおむね認め、泣きながらＡに悪いことをしたという。
　Ｋに聴取したところ、Ａが言っているような悪口は言っていないが、鼻水を触った手で牛乳やＫの腕を触ろうとしたからやめてほしいといったことはあるという。
　本委員会の聴取によると、Ｊは「お前が持ってきた給食はいらない」といってうけとらなかったり、Ａが通るときにＡを避ける行動をとったことを認めた。また、Ｊは[redacted]の生徒がＡをばい菌扱いしているところや、Ａが触れたところを汚いと言っているところを見た、Ｊと母親は担任にＡに謝りたいのでその場を作ってほしいと言っていた、という。また、ＨはＪが給食を「交換しなよ」と言ったのを聞いている、という。Ｋは、Ａをいじめようとか、嫌いだとかそんなのは全然ないが、今から飲もうとしている牛乳に触られるのが嫌で「触らないで」と強くいったことはあり、それはズボンの中に手を入れたり鼻をいじっているから触られるのが嫌だなと思ったから、という。
　それゆえ、給食拒否事件について、Ｊが「お前が持ってきた給食はいらない」といってうけとらなかったこと、ＫがＡに対して「触るな」という趣旨のことを言って避けたことはあり、これは後述するようにいじめにあたると判断する。なお、この日担任は、自らが顧問を務める[redacted]の大会引率のため、不在だった。そのため、給食の配ぜん時は教室に教員がだれもおらず、その間に給食拒否事件が起きた可能性がある。
　本委員会の聴取によると、給食拒否事件について、担任や養護教諭は「いじめだと思った」と述べており、担任は生徒指導委員会に報告している。
　また、後日[redacted]は指導課に電話で上記事情聴取の結果について報告し、Ｊ・Ｋが認めている事実については指導し謝罪する必要があると述べた。
　しかし、以下のとおりいじめという認識は中学校全体に共有されることはなかった。
　すなわち、学年主任は、「起きたことについて、ダメなことを正して指導し、保護者にも理解をしてもらう形で進めた」と述べ、いじめとはしておらず、副担任は「ズボンの中に手を入れたりして、その手で給食を運ぶので、給食に触らないでと言った、もう一人は給食を拒否した。事案もその都度指導を入れているが、いじめという認識ではない。どっちもどっち、お互い様と考えた」という。
　[redacted]も「嫌だから暴言を言ってしまった。いじめという認識ではない。」という。
　実際、その後[redacted]はいじめ防止対策組織を立ち上げることをしておらず、Ｊらが作ってほしいと言っていた謝罪の場は設けられないまま指導が終了した。

その後、組織的な対応がなかったため、担任は、学級にできるだけいるようにしたり、相談室等Ａの居場所確保の調整をしたり、保護者と面談したり、報告書を作成して生徒指導委員会・教育相談部会や学年会に出したり、毎日Ａに声をかけるなど一人で抱え込んで対応せざるをえなかった。

⑰５月２０日（月）Ａは朝学校に登校したが、担任・副担任から給食拒否事件の聴取を受けた後、早退した。

担任がＪ・Ｋの保護者に連絡したところ、Ｊの保護者は、悪いことをしたと納得し、保護者同伴で謝罪に同席することを承諾、謝罪のタイミングは学校に任せるとのことであったが、その後謝罪の場が設けられることはなかった。Ｋの保護者は、（Ｋは発言を認めていないものの）家でも口調が強いので、家庭でも今後も指導していくとのことであった。

⑱５月２１日（火）Ａは３時間目の数学の授業時、相談室に来室し、スクールカウンセラーと面談し、その後５時間目の理科の授業時、相談室に来室した。放課後、Ａ父に連絡したところ、Ａ父は相談室でオンラインで授業を配信し課題をだしてほしいと希望した。

⑲５月２２日（水）Ａは午前中の[redacted]と給食はクラスで参加し、その後相談室に来室（記録によると分類は「いじめ」ではなく「心身の健康」）し、Ａ父の迎えで早退した。

放課後学年でオンラインについて話し合ったが、教員側の体制が整っていないから厳しいのではないかという結論となり、校長に報告したところ、時期尚早と伝えるよう指示があった。

その後、副担任はＡ父に連絡し、オンライン授業について時期尚早と伝えたが、Ａ父は「他の学校ではやっている」と納得せず、翌日２３日、Ａ父は埼玉県の教育委員会生徒指導課に電話し、相談室登校が出席扱いにならないのはなぜかなどと訴えた。

⑳５月２３日（木）Ａは２時間目の体育の授業時及び４時間目の理科の授業時相談室に来室し（記録によると分類は「いじめ」ではなく「心身の健康」）、４時間目終了後早退した。

Ａの保護者が来校時、[redacted]・[redacted]・学年主任との面談が行われ、Ａの保護者からオンライン授業を行うことや課題を出してほしい、授業進度を教えてほしいなどの希望が出された。

㉑５月２４日（金）Ａは３時間目の社会の授業時相談室に来室した（記録によると分類は「いじめ」ではなく「心身の健康」）。

㉒[redacted]中学校で[redacted]が行われ、Ａは参加した。なお、体育祭の練習時、ＡはＧに「お前皆から嫌われてるぞ」と言われた、という。

㉓５月２７日（月）及び２８日（火）Ａは[redacted]を早退した。２７日（月）Ａは早退後、Ａ母とともに[redacted]と面談し、給食拒否事件について中学校に伝え、中学校が調査したが「事実は確認できなかった」と言われたこと、中学校から「加害者から謝罪をさせたい」との提案があったがＡは断ったこと、しかし登校した際２名の女子から謝罪されたことを述べた。その後[redacted]は中学校と指導課に電話をし面談内容を共有した。

㉔５月２９日（水）Ａは３時間目の体育の授業時及び４時間目の社会の授業時相談室に来室し（記録によると分類は「いじめ」ではなく「心身の健康」）、給食終了後早退した。

㉕６月４日（火）Ａは、午前中の授業時間中スクールカウンセラーと面談したが、その後教室にもどりづらいとして相談室に来室した（記録によると分類は「いじめ」ではなく「心身の健康」）。

㉖６月６日（木）Ａは理科の時間に相談室に来室し（記録によると分類は「いじめ」ではなく「心身の健康」）、給食を食べずに早退した。なお、Ａ父訴えによると、理

科の時間、Ａは同じクラスの誰かに悪口を言われたようでこの点真偽は不明であるが、悪口を言われたからＡは授業途中で教室を出て、相談室に来室した可能性はある。
㉗６月７日（金）Ａが下校時他のクラスの生徒のカバンにぶら下がっている鍵を引っ張ったところ、その鍵が側溝に落ちてしまった（以下「鍵事件」という）。
㉘６月１０日（月）・１１日（火）Ａは早退した。そのため、鍵事件については、６月１２日（水）朝、学年主任がＡから聴取したが、その後同日１時間目の英語の授業（テスト）時間中、Ａはトイレに行くと言って教室を出て、学校外へ逃走し、午後８時過ぎ自宅に帰宅するまで行方不明であった（以下「エスケープ事件」という）。[redacted]は本委員会の聴取において、「（鍵事件の聴取後）学校に居場所がないから、その場から離れたいと思って抜け出した。」と推測している。
　同日昼前、[redacted]が電話をしたことにより、指導課はエスケープ事件について知った。また、６月１３日（木）指導課は越谷警察署からの電話でＡ父がエスケープ事件は小学校からのいじめが原因と訴えていることを知った。
㉙その後６月中、Ａは１３日（木）は欠席、１４日（金）～２７日（木）は早退し、２８日（金）は欠席した。なお、この間、Ａは教育支援教室（適応指導教室）「おあしす」（以下「おあしす」という）を２１日（金）見学し、２８日（金）体験利用した。
㉚その後Ａは７月１日（月）～５日（金）欠席したが、この間おあしすを利用していた。７月８日（月）Ａは登校したが早退した。
　このようにＡが欠席・早退している間も、担任は、[redacted]の指示で週に１～２回はＡ父に電話をしてＡの様子を確認していた。そして、担任がＡ父に電話をした際、Ａ父は学校で悪口や避けられているなどのいじめが続いていると訴え続けていた。しかし、[redacted]としては状況証拠としてそのような件はみられないと判断し、指導課にもその旨報告していた。
　そこで、[redacted]は、７月８日（月）指導課に電話をし、中学校としてＡ父にどのように対応したらよいかなどをスクールロイヤーに相談したいと述べた。これに対し、指導課は、Ａに対するいじめについてアンケートを含む調査を行うよう指示をした。この時、中学校は初めていじめの疑いについて認知した。
㉛７月９日（火）Ａ父母が指導課に来庁し、いじめがあるのに学校は何もしてくれないなどと訴えたため、指導課は[redacted]に電話をし、中学校が記名式のアンケートを行い調査することを考えていることを把握し、７月１０日（水）中学校を訪問し、現校長にアンケートについて直接指示修正をおこなうなどした。その後、[redacted]はアンケート案をＡ父に見せて修正をした。同日中学校は校内対策委員会を開き、[redacted]、[redacted]、[redacted]職員が参加した。
㉜７月１２日（金）[redacted]でＡに対するいじめについての無記名アンケート（Ａ父に見せて修正したもの）が行われた。その結果、ほぼＡ側が訴えたとおりの事実があったことが判明した。そのため、７月１６日（火）までに[redacted]は、Ａ父母にアンケート結果を見せたうえ、夏休みを含め９月いっぱいをめどとして生徒から聴取をして加害生徒を指導し謝罪を行うと述べた。
　しかし、７月２４日（水）指導課に[redacted]から送付された聴取予定表では、夏休み中は聴取を行わないことになっていた。指導課は夏休み中聴取しないのはありえないため指導しようと考え、中学校に電話した。中学校は学年職員と協議したが、部活や面談があり人が集まらず、やむを得ず夏休み中は聴取を行わないことになった、とのことであったため、指導課は、やむを得ないとしても、最低限、Ａ父に電話をして了解を得るよう伝えた。
　その後、７月２５日中学校はＡ父に夏休み中聴取を行わないことについて説明したところ、Ａ父は了解した（しかし、後日、納得していなかった旨述べている）。

また、[redacted]は担任に対して夏休み中週一回程度はＡ父に連絡をしＡの様子を確認するように指示をした。
㉝７月１９日（金）一学期の終業式であった。７月９日（火）以降Ａは９日（火）１０日（水）は欠席し、１１日（木）～１９日（金）は早退した。
㉞８月２０日（火）校内対策委員会が行われ、[redacted]、[redacted]、生徒指導主任、[redacted]８名が参加した。なお、夏休み中Ａについての会議は同日含め２回しか開かれなかった。
㉟８月２６日（月）二学期始業式、Ａは朝登校したがすぐ早退した。その後８月中Ａは８月２７日（火）及び２９日（木）は欠席し、２８日（水）及び３０日（金）は早退した。
㊱８月２６日（月）～９月４日（水）頃にかけて関係生徒ＢＣＤＥＦＧＨＩＪＫらの聴取が行われた。その結果・指導方針（案）について、９月９日（月）[redacted]は指導課に送付したが、方針についてＡ側に確認をしていないなど中学校のいじめ防止基本方針や法に抵触する不十分な内容であったため、指導課はまずＡ側に確認するようになどアドバイスした。
㊱９月２６日（木）Ａ両親と[redacted]・[redacted]・学年主任・担任との面談が行われ、指導課も立ち会った。
面談において、目標は加害生徒を処分することではなくＡが学校に戻れる状態にすることであることを確認、中学校の初動が遅かったことやいじめ認識が甘く対応が後手になっていたこと・学級でだれもＡへのいじめを止めることをしなかったことなど反省点がたくさんあることについて中学校は真摯に受け止め、謝罪の会に向けて取り組むことになった。
なお、[redacted]は、学年職員がＡから話を直接聞けていないことにこだわっているとして、この日Ａを連れて学校に来てほしいと依頼していた。しかし、Ａは話すのが得意ではないなどとして、来校しなかった。
㊲９月中Ａは２日（月）及び[redacted]は早退したが、それ以外の日（１７日間）は欠席した。９月２６日（木）までは[redacted]に通っていたが、同日の中学校での面談結果を伝えるとＡは取り乱し、２７日（金）からは[redacted]にも通わなくなった。
㊳１０月１日（火）第三回校内対策委員会が行われ、[redacted]・[redacted]・[redacted]が参加した。加害生徒への指導内容・謝罪について確認し、来週１０月７日（月）より個別の生徒に対する指導を開始し、一人ずつ指導することになった（但し、後述するように重大事態調査となったため、指導はされなかった）。１０月４日（金）[redacted]はＡ父に電話し、この内容を伝えた。
㊴１０月４日（金）Ａは[redacted]で診察を受け、[redacted]と診断され、その旨の診断書が発行された。同日指導課はＡ父母から診断書が出たことを聞き、１０月７日（月）・８日（火）中学校に重大事態調査となるので学校の調査はストップするよう指示をした。
㊵１０月１５日（火）Ａ父母・指導課・[redacted]・[redacted]で面談が行われた。重大事態調査は学校主体で行うことになり、調査の事前説明（いわゆる６項目説明）を行った。調査組織の構成について、学校教職員のほかにＡ父母の意向で指導課担当者、および透明性を保ち信頼性を高めるため第三者である教育センターの教育指導員が入ることについてＡ父母から了解を得た。
㊶その後、１０月２１日（月）指導課にクリップ事件と給食拒否事件について中学校が作成した生徒（児童）事故報告（１０月１７日付）が提出された。
１０月２５日（金）中学校で第一回重大事態対応チーム会議が行われた。まずアンケート調査を行う方向で話が進み、Ａが小学校時代のいじめを訴えていることからすると対象をクラスだけではなく学年全体に広げる必要があったが、それは負担感が大

きいなどの訴えがあり、何ら合意形成できずに終わった。
　１１月８日（金）第二回重大事態対応チーム会議が行われた。アンケート調査対象を学年全体とするか抽出した生徒のみにするか議論したが、合意形成できずに終わった。
　１１月２２日（金）第三回重大事態対応チーム会議が行われ、[redacted]にアンケート調査を行うことで合意した。
　１２月３日（火）アンケート調査について関係生徒７名と保護者に６項目説明が行われた。
　１２月５日（木）第四回重大事態対策チーム会議が行われ、アンケートを取るまでの段取りとその後について協議が行われた。
　その後１２月１２日（木）[redacted]の学年集会で生徒に対し、[redacted]で保護者に対し、それぞれ「いじめ重大事態対応チームによる調査の実施について」が配布され説明が行われた。
　１２月１６日（月）[redacted]全体に対して記名式のアンケート調査が行われた。
　なお、１２月４日（水）Ａは[redacted]
　令和[redacted]年１月１４日（火）第五回重大事態対応チーム会議が行われ、１２月１６日実施したアンケート調査結果が共有され、加害生徒の認定についてや補足聞き取り調査について協議が行われた。
　しかし、Ａ父にアンケートの報告はなされず、その後Ａ父が学校の設置者主体の第三者委員会での調査を要望したため、同年１月２４日（金）行われた第六回重大事態対応チーム会議で学校主体調査をストップする旨伝えた。
㊷[redacted]

６．当該事案の事実経過から認定しうる事実
（１）いじめの定義について
　法第２条では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定している。当委員会もこの定義に基づき、いじめの有無の判断をする。

（２）いじめの事実
　以上の事実経過から、クリップ事件及び給食拒否事件は、いずれもＡに対して同じクラスに属する前述の関係生徒らが行った行為によってＡが心身の苦痛を感じているものであるからいじめと認定できるほか、中学校のＡのクラス全体でＡに対する暴言やからかいやちょっかいなどが行われてＡが苦痛を感じることが常態化しており、いじめが常態化していたと認定できる。
　なお、このように[redacted]の１学期においていじめが常態化してしまった背景には、Ａの小学校でのいじめを中学校が意識していなかったことがあると考えられる。すなわち、Ａは小学校[redacted]２学期、クラスのほぼ全体からいじめを受けており、これは３学期いったん解消されたが、多くの生徒が同じ中学校に入学したのであるから、Ａがいじめられやすい環境や人間関係は何も変わっていなかった可能性が高い。中学校も小学校からＡはからかわれやすいキャラであるなどと引き継いでいた。そうであるにも関わらず、小中連絡協議会でいじめとして情報提供は行われず、中学校はそのことに配慮した指導を全くしなかったため、再度いじめが起きてしまったというべ

きである。

７． 学校及び学校の設置者の対応

（１）学校の対応について

① クリップ事件に対する対応について

担任と学年職員は、その日のうちに生徒の聴取を行い、翌日には、事実確認、お互いの謝罪、指導を終え、保護者への報告を行っているところ、Ａ保護者へ報告する過程で、Ａ保護者から「[redacted]、[redacted]で大きなトラブルがあった。小学校からのいじめがあったという流れも受けてみてほしい」という要望が出ていた。

しかし、担任と学年職員は、「子供たちによくあるトラブル」「どっちもどっち、お互い様」「いじめではない」などと判断し、小学校へ確認の問い合わせを一切していない。[redacted]は生徒指導委員会等で報告を受けているが、「生徒同士の悪ふざけの延長」等と考え、やはり、小学校へ確認の問い合わせをしていない。

結局、クリップ事件については、今後の様子を見守ることで、指導が終わっている。

② 給食拒否事件に対する対応について

本委員会の聴取において、給食拒否事件について、担任や養護教諭は「いじめだと思った」、学年主任は「起きたことについて、ダメなことを正して指導し、保護者にも理解をしてもらう形で進めた」、副担任は「一人は、ズボンの中に、手を入れたりして、その手で給食を運ぶので、『給食に触らないで』と言った。もう一人は、給食を拒否した事案。クリップ事件も、給食拒否事件もその都度指導を入れている。いじめという認識ではない。どっちもどっち、お互い様と考えた」と、それぞれが述べている。

担任は給食拒否事件をいじめと考え、生徒指導委員会に報告しているが、「いじめと思った」という認識は共有されることはなかった。[redacted]は「嫌だから、暴言を言ってしまった。いじめという認識ではない」と述べている。また、当初予定されていた謝罪の場は設けられないまま指導が終わっている。

（２）学校の対応に係る考察

① 初期対応について

ガイドラインには、「各学校においては、すべての職員が、法、基本方針、本ガイドライン、及び生徒指導提要（改訂版）を理解し、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取り組みが重要であることは、言うまでもない」と明記されている。

この点、クリップ事件についてＡ保護者へ報告する過程で、Ａ保護者から「小学校からのいじめの連続として見てほしい」という要望が伝えられているところ、この要望は理不尽な要望とは思えず、なぜ[redacted]並びに学年職員は小学校に確認しなかったのか疑問である。

更に、クリップ事件・給食拒否事件とも保護者は「いじめ」を訴えているし、担任は給食拒否事件についてはいじめと認識して生徒指導委員会に報告書を出しているにも関わらず、なぜ[redacted]は「いじめ防止対策組織」を招集し組織的に取り組まなかったのか疑問である。

このような学校の初期対応には以下のような問題があったと考えられる。

〇初期段階でＡ保護者から小学校から続く「いじめ」の訴えがありながら、[redacted]並びに学年職員が小学校に確認の問い合わせをしない対応は、Ａ保護者の声に耳を傾け、Ａ

保護者の意図をくみ取ろうとする姿勢に欠けている証左である。このような姿勢がＡ保護者の学校不信を強め、事態を重大化させた大きな原因と考えられる
〇中学校の「いじめ防止基本方針」には、日常の観察・アンケート・教育相談・周りの生徒の訴えなどで「いじめ」の情報を得た教員は、担任・学年主任に情報を提供し、また、この段階で管理職に情報を報告すること、および報告を受けた校長は「いじめ防止対策組織」を招集し、校長のリーダーシップによる迅速な初期対応を行うことが図をもって示されている。しかし、中学校の教職員はクリップ事件については保護者からの訴えで「いじめ」の情報を得ているにも関わらず管理職に情報を報告しておらず、給食拒否事件については担任が生徒指導委員会に報告書を出して管理職に情報を報告しているにもかかわらず、[redacted]は「いじめ防止対策組織」を招集し組織的に取り組んでいない。この対応は、中学校の「いじめ防止基本方針」に従っておらず不適切な対応と言わざるを得ない。
〇クリップ事件を小学校から続いている「いじめ」と認識せず、いじめ再発防止対策の取り組みを講じなかったことが、クラス内でＡに対するいじめを常態化させ、給食拒否事件を招いたと考えられる。

② クリップ事件の事実誤認について
中学校が提出した生徒指導報告書の事実確認によると全員が席に戻った後、「ＡはＢがクリップをつけたと思い込み、右斜め前のＢの頭を、持っていた本で叩く。ＢはＡの横まで行ってお互いに叩きあう。Ｇが勝手にＢを守ろうと判断してＡを抑えようとした際に手が頭に当たってしまった。Ａは頭を叩かれたと思い込み、持っていた本でＧを叩いた。」とあるが、前述したようにこれは事実誤認であり、本委員会の聴取で、上記関係生徒５名の聴取を行ったところ、実際は、クリップ事件は、関係生徒５名が一方的にＡにちょっかいをだしたことによりＡが苦痛を感じたことから起こったものであり、Ａに対するいじめそのものであることが判明した。しかし、中学校はいじめととらえなかった。
このようなクリップ事件の事実誤認については以下のような問題があったと考えられる。
〇当初「ＡがＧを本で叩き、Ｇが怪我をした」という、Ａが加害者という認識から生徒への聴取を始めたため、事件直前に実際に何があったのか、先入観を持たず白紙の状態で関係する生徒一人一人から丁寧に聴取することができなかったことが推察される。また、担任はＡから「今週に入ってＣやＢからのからかいがエスカレートしているように感じている」と聴取し、その内容を「生徒指導報告書の事実確認の内容」に記載しているところ、この情報が事前に聴取をする学年職員に共有されていれば、この事案が起きた背景事情や人間関係を丁寧に聞き取れていた可能性があると考えられるが、実際はそうはならず、表面的な事実関係だけを確認して聴取はたった二日間で終わっている。このような丁寧さと慎重さに欠ける対応が事実誤認が起きる要因になっていると考えられる。
〇Ａに対する聴取においても、「ＡがＧを本で叩き、Ｇが怪我をした。」という、Ａが加害者という認識から聴取が行われたことにより、[redacted]これが事実誤認につながったことが考えられる。

③ 組織的な対応について
「生徒指導提要」（改訂版）には、「いじめ防止対策組織」について「いじめ相談・通報の窓口」と位置付けたうえで、「教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人では判断したりせずに、進んで報告、相談できる環境を整備することが重要」であり、「いじめの疑いがある情報があった場合

には緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応をします」と明記している。本事案は前述したようにＡ保護者から「いじめ」の訴えがあり、担任は給食拒否事件についてはいじめと考え生徒指導委員会に報告書を出しているが、「いじめ防止対策組織」は招集されず、組織的な取り組みは行われなかった。

「初期対応について」で述べた内容と重なる部分もあるが、「組織的な対応について」は以下のような問題があったと考えられる

〇両事案とも、Ａ保護者から「いじめ」の訴えがあり、生徒指導委員会に報告されているにもかかわらず、[redacted]が「いじめ防止対策組織」を招集し組織的な取り組みをしない対応からは、学校として、積極的に「いじめ認知」をし、主体的にいじめ問題を解決していこうとする姿勢は感じられない。また、生徒指導委員会が教員の取り組みと対応を検証する場として機能していない。

〇組織的な対応がない中、担任は、㋐学級にできるだけいる。㋑相談室等Ａの居場所確保の調整をする。㋒Ａ保護者と面談する。㋓面談報告書を作成し生徒指導委員会並びに教育相談部会や学年に出す。㋔毎日Ａに声をかける等を一人で抱え込み対応している。

給食拒否事件は担任が[redacted]の生徒引率で学校不在の時に起きているが、事案対応を担任任せにしクリップ事件を軽く見る学年職員の姿勢並びに「いじめ防止対策組織」を招集せずいじめ再発防止対策に取り組まなかった学校の不適切な姿勢が、この日の給食配ぜん中の隙を生み、給食拒否事件を招いたと考えられる。

④　小中連絡協議会について

本委員会の聴取に対して、小中連絡協議会に出席した学年主任と担任は、この時に人間関係のトラブルに関する情報提供はあったが、「いじめ」に関する情報提供はなかったと述べている。[redacted]は、Ａについてからかわれやすいキャラであるなどと引き継いでいたが、それ以上詳細な内容は引き継がれずいじめという情報はなかったという。

本委員会が小学校校長並びに[redacted]担任への聴取したところによると、Ａ保護者から[redacted]時の令和[redacted]年[redacted]月にいじめられているとの訴えを受けて、小学校では[redacted]担任が中心となり対応し、１月には教育委員会にいじめの解消を報告しているが、小中連絡協議会ではこの[redacted]時のＡに対するいじめの情報を提供しなかった。

この点、小学校の卒業生の多くが、同じ中学校に進学するため、Ａがいじめられやすい環境や人間関係は何も変わっていなかった可能性が高い。にもかかわらず、このように小中連絡協議会で中学校にＡに対するいじめの情報提供が行われなかったことが、中学校での適切な「いじめ認知」と初期対応につながらなかった一因と考えられる。

⑤　Ａの[redacted]について

[redacted]

「Ａの[redacted]について」は以下のような問題があったと考えられる。

〇本委員会の聴取で、「クリップ事件は、[redacted]生徒へのからかいやちょっかい、いじめと考えられませんか」という委員の問いかけに対して、管理職と学年職員は「そう言われてみればそう見える」「生徒同士の悪ふざけ、遊びの延長と考え

た」「いじめと判断しなかったのはＧがＡに叩かれているから」等とそれぞれが述べている。
　以上からすると、管理職と学年職員は[redacted]生徒へのからかいやちょっかい、いじめという認識がないまま、Ａへの聴取や指導を行ったと推察できるところ、このような対応が、「安心して過ごせる居場所と安心して話せる人が学校にはいない」とＡが思い込み、不登校になった一因になっていると考えられる。
○クリップ事件で、副担任は「暴力をふるいたくなっても我慢しなさい。手を出すのはダメ」とＡを指導しているが、帰宅後に、Ａは「殴られても、我慢することが必要」とＡ保護者に話していることから、この指導で、「殴られて（いじめられて）も我慢が必要」と理解したと推察される。
　Ａの[redacted]に基づいて丁寧に話を聞く必要があったにもかかわらず、副担任が誤認した事実に基づいてこのように指導した結果、Ａは反論することができず、落ち込み、傷ついていることが考えられる。
○Ａが[redacted]

⑥　いじめ認識の理解不足について
　法の第２条には「いじめとは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的なまたは物理的な影響を与える行為（インターネットを通しておこなわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と明記されている。しかし、本事案について、管理職と学年職員は「どっちもどっち、お互いさま」「子供たちによくあるトラブル」「嫌だから、暴言を言ってしまった。」「４月、５月は出てきた事案について一つ一つ指導していく。いじめという認識ではない」等と自分達の生徒指導の経験に基づいて判断しており、いじめ認識の理解不足がみられる。
　この「いじめ認識の理解不足については」以下のような問題があったと考えられる。
○「いじめ」を、自分達の生徒指導の経験に基づいて判断している。法に基づいて「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」かどうかで判断していない。
○「法」や「学校いじめ防止基本方針」が周知されておらず、形骸化している。
○中学校は７月に指導課から指導・指摘を受けてから「いじめ」として認知して、それまでの「いじめではない」という判断を変更しているが、このような対応からは、積極的に「いじめ認定」をし、主体的にいじめ防止対策に取り組もうとする姿勢は感じられない。

⑦　保護者の気持ちに寄り添う対応について
　初期の段階で、Ａ保護者から「[redacted]、と[redacted]で大きなトラブルがあった。小学校からのいじめがあったという流れも受けてみてほしい」という要望がありながら、管理職並びに学年職員は、小学校に確認の問い合わせをしていないが、小学校に問い合わせをしない合理的な理由はなく、このような対応は保護者の気持ちに寄り添う対応とはいえないと考える。
　「保護者の気持ちに寄り添う対応について」は以下のような問題があったと考えられる。
○初期の段階でＡ保護者の声に耳を傾け、小学校に確認する等Ａ保護者の気持ちに寄り添いながら対話ができていれば、[redacted]、学校が協力支援できること等について話し合い、学校と家庭の信頼関係を少しずつ作る

ことは可能であったと考える。このようにＡ保護者の声に耳を傾けず、Ａ保護者の意図を汲んで動こうとしない姿勢が、Ａ保護者の学校不信を強め、事態を重大化させた原因と考えられる。
〇小学校からのいじめの連続としてみてほしいという訴えが認めてもらえない状況の中で、Ａ保護者は、学校へ行きたがらないＡを何とかしたいという思いで学校に連絡をしていることが推察できる。そうであるにも関わらず[redacted]はＡ保護者に対して「学校は警察ではないから、これ以上の調査はできない。」と対応している。たとえどのようなやり取りがあったとしても、このようにＡ保護者に対して対応することは不適切であると言わざるを得ない。これはＡ保護者の気持ちに寄り添う対応とは到底言えず、むしろ中学校とＡ保護者の対立と不信を生み出す対応になっていると考えられる。

（３）学校設置者の対応について
　５月１日（水）Ａ保護者は教育センターで中学校でもいじめられている旨訴えたが、教育センターは指導課に情報提供することはしなかった。
　給食拒否事件後、指導課はＡ父からの電話でいじめを訴えていることを知り、中学校に確認したが、いじめの事実は出てこなかったとのことであったため、指導課はこれを信用して中学校に対応を任せた。
　エスケープ事件後においても、指導課は警察からＡ側が事件は小学校からのいじめが原因と訴えていることを聞いたが、指導課は中学校がいじめの事実がないというのを信用して対応を任せていた。
　しかし、その後もＡ父はいじめが続いていると訴え続けたため、７月８日（月）[redacted]は指導課にＡ父への対応についてスクールロイヤーに相談したいと連絡をした。そこで、指導課はＡに対するいじめについて調査を行うよう指示、その後調査内容について中学校を指導するようになった。この時中学校ははじめていじめの疑いがあると認知した。
　その後、７月１２日（金）[redacted]アンケートを実施したところ、Ａに対するいじめが常態化していることが分かった。その後も指導課は継続的に中学校を指導しつづけ、Ａ側との面談に立ち会うなどした。
　１０月４日（金）Ａ保護者より[redacted]の診断書が出たという連絡を受け、１０月８日（火）指導課は中学校に重大事態調査になることを伝え、その後Ａ側及び中学校側と協議を行い、重大事態調査は学校主体で行うことを決定し、Ａ保護者の意向で重大事態対応チーム構成員として指導課担当者と教育センター教育指導員が入ることになった。
　その後、中学校は重大事態対応チーム会議を５回行い指導課担当者と教育センター教育指導員も出席した。会議で話し合われた結果、１２月１学年全体にアンケート調査（記名式）が行われたが、Ａ父が学校設置者主体の本委員会での調査を要望したため、学校主体の調査はストップされ、本委員会での調査が行われることになった。
　この間、１１月２１日頃指導課は、中学校からの報告に基づき作成されるいじめについての令和６年度越谷市生徒指導に関する調査（いわゆる「月例調査」）を確認したが、この時点で、クリップ事件及び給食拒否事件について、いずれも以下のとおり「取組中」となっていた。クリップ事件については、Ａは６月「様々な理由をもとに登校していない」７月「朝に登校してすぐに下校する」と記載されている。給食拒否事件については、Ａは６月・７月・８月いずれも「被害生徒は別件で教室にはいない」と記載されている。なお、月例調査については、学校は翌月５日までに報告することになっているが、本件でクリップ事件と給食拒否事件について中学校からの報告（入力）がいつなされたのかは不明である。

（４）学校の設置者の対応に係る考察
　上記の通り、月例調査には、クリップ事件及び給食拒否事件について１１月時点にな

っても解決されておらずいずれも取組中とあったが、仮に中学校からの報告が各事案の翌月５日までになされていた場合、教育委員会として本事案について早期にいじめ認知をし、中学校を指導できた可能性が高い。その場合、本事案が[redacted]の１学期に発生した事案であることからすると、教育委員会は小学校から続くいじめである可能性も考え、小学校の月例報告を精査し、その結果を含めて学校に提示し、早期に適宜指導することが必要であったと考えられる。

また、５月１日（水）Ａ保護者は教育センターで中学校でもいじめられている旨訴えたが、教育センターは指導課に情報提供することはしなかった。

教育センターとしては、その情報を速やかに指導課に共有し、さらに教育委員会は、Ａの[redacted]についても中学校に伝えることが必要であったと考えられる。

学校の設置者の対応には以下のような問題があったと考えられる。

〇教育委員会は、いじめが解決されていない事案の見落としを防ぐため、必要であれば小学校を含め月例調査の内容を精査し、いじめが長期解決されていない「取組中」の事案があった場合には、これに着目し適切に対策が行われているのかを注意深く確認し適宜中学校を指導する必要があった。

〇指導課並びに教育センターは、教育センターが行っている相談ケースと指導課が集約している月例報告の情報を双方向で確認して、常に注意深くチェックしていく必要があると考える。

８　当該事案についての対処及び再発防止策の提言

（１）学校に対する提言

以上のように本事案はＡ保護者から小学校から続く「いじめ」の訴えがあり、担任は生徒指導委員会に報告書を出しているにも関わらず、「いじめ防止対策組織」は招集されず、組織的な取り組みは行われなかったなど学校の対応は、きわめて不適切である。学校には次のことを提言する。

①　組織的な対応の進め方を明確にし、連携・協働型の生徒指導を進める

本人、保護者から「いじめ」の訴えがある場合や、いじめの疑いのある情報があった場合は、個人や限られた教員で判断せず、見過ごしや見逃しを避けるために、速やかに全体に投げかけ、組織的に対応していくことが必要であり、校長のリーダーシップのもと、そういう進め方を常態化することが必要である。

具体的には、いじめの訴えなどがあったその日のうちに、臨時の会議を持ち、この段階での情報を共有した上で次のことを考えていく。㋐方針を立てる。㋑対応する内容を分析する。㋒役割分担を決める。㋓見逃し見落としがないか検証し評価する。㋔対象生徒の安全・安心と心のケアを第一に考える対策を立てる。

このように、初期対応から「チーム学校」で組織的に取り組む体制を整えることが必要である。そして、問題解決に至るまで継続的に開催し、実効性のある組織的対応を進めることが求められる。

「いじめ」の対応には、教員同士が支え合い、助け合い組織的に生徒指導を進めていく「チーム学校」が必要である。その土壌として、安心して相談できる雰囲気、空気感が職場には求められる。しかし、本事案は担任が中心となり限られた学年職員の協力を得て取り組むという「抱え込み型生徒指導」で対応している。その要因の一つに「部活の問題は顧問が、学級の問題は担任が責任をもって対応する」という[redacted]の方針があると考えられる。

担任や顧問が長く抱え込まない生徒指導にするため、例えば、校長が「生徒指導等の問題があれば、遠慮なく管理職に相談してほしい、「チーム学校」で組織として対応し解決していこう」という呼びかけをすることが考えられる。「生徒指導で校長を使ってほしい」という呼びかけでもいい。

学校は、[redacted]の方針を改め、抱え込む生徒指導から、校長、教頭、教務主任、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、さらには担任、部活の顧問、スクールカウンセラー等がチームを作って、方針を立て、役割分担を決め、見通しをもって対応していく組織と体制を確立し，校内に開かれた連携・協働型生徒指導に変えていく必要がある。

安心して相談できる雰囲気は管理職が率先して作り上げていく必要がある。管理職が、教員が抱える問題を一緒に考え、解決していこうとする姿勢を示し続けることから、管理職に相談しやすい雰囲気や空気感が生まれてくる。そのために、管理職は率先して汗をかく必要がある。

② 体験型事例研修を通して、法に沿った対応力と解決策を導き出す実践力を身に付ける

学校は、いじめに対する危機意識を持ち、事実関係を正確に把握して、「いじめ」を小さな段階で防止するために法に規定されている「いじめ」定義を理解し、共通の判断基準として定着させ、生徒の心身の苦痛に寄り添い「いじめ認定」をしていく必要がある。

そうであるにも関わらず、管理職と学年職員は、本事案を、今までの生徒指導の経験則に基づいて対応している。「いじめ」の認定については、このように経験則だけで判断するのではなく、法並びに「いじめ防止基本方針」に沿って「いじめ」を判断する対応力を身に付けていく必要がある。そのためには、仮想の事例について、グループに分かれて法や「いじめ防止基本方針」に沿って判断し対応策を考える、模擬体験型の事例研修会が効果的である。更に、その研修会ではガイドラインにもあるように、教員の資質と力量の向上を目的として、アンケートの実施、必要な指導や援助、方針の立案、保護者との連携等も取り上げ、被害者の気持ちに寄り添い解決策を導き出す実践力を身につけさせることも必要である。中学校では[redacted]が、[redacted]はその原因の分析と課題解決を図る責任があり、そのためには学校職員と共に考え、教育委員会と連携し必要な研修に取り組み実践に生かす責務がある。

③ [redacted]を進める

[redacted]と述べ、また、エスケープ事件については、鍵事件について教員から聴取され追い詰められた気持ちになっていたこともあり、「学校に居場所がないから、その場から離れたいと思って抜け出したことが推測できる」と述べているように、本事案ではＡの[redacted]ができていなかったと考える。

[redacted]

○その生徒の保護者が希望する場合は、越谷市教育センターの[redacted]対応する。

④ 保護者の思いに寄り添った対応を進める

保護者が、「いじめ」を訴えてきた際に大事なのは、その意図をしっかり汲み取り対

応することである。先入観で見たり、見過ごしや見逃しをしてはいけない。ましてや心ない発言で保護者の気持ちを傷つけ、保護者との関係をこじらせてはいけない。
　クリップ事件では学校が考えた生徒指導が終わり、Ａ保護者に報告する過程で、Ａ保護者から「[redacted]、[redacted]で大きなトラブルがあった。小学校からのいじめの流れも受けてみてほしい」と言われた際、この言葉を教員はどう受けとめたのだろう。「分かりました。小学校のことはわかりませんので、確認の問い合わせをしてみます。それから、また報告をさせてください」とは対応しなかった。
　面倒で、手間がかかると思うかもしれないが、保護者の声に耳を傾け、その意図をくみ取り対応することが必要である。
　学校の生徒指導が、いつも保護者に受け入れられるとは限らない。本事案のようにＡ保護者から学校の見逃しや見落としを初期の段階で指摘されることもある。Ａ保護者の声に耳を傾け、小学校に確認の問い合わせをしていれば、小学校から続いている「いじめ」であることが分かり、指導の内容や保護者への説明も変わったはずである。
　このように保護者の訴えや声は教員が見落とし見逃していることへの警鐘である可能性を踏まえ、耳を傾け意図をくみ取り対応していく必要があると考える。

⑤　小中連絡協議会での引継ぎを丁寧に行う
　小学校で「いじめ」があったという情報は、Ａにとって、重要な情報であり、すでに解消が図れている場合であっても、ＡとＡ保護者の意向を配慮しつつ、そのことの情報提供を行い、中学校でのいじめ防止につなげていくため、引継ぎは必要であった。
　入学後の行き違いや見落としを避けるため、小中連絡協議会において、当該生徒と保護者の了解を得た上で「いじめ」についてや[redacted]については丁寧な引継ぎを行う必要がある。
　なお、小学校が独自に行っていた「いじめアンケート調査の記録」等のアンケート結果は、卒業後の問い合わせに対応できるようにするために、指導要録と同様、５年間は保存することが望ましいと考える。

⑥　再登校へつなげていくために必要な視点や支援の在り方を見直す
　次に、Ａが安全、安心な学校生活を送るために必要なこととして、「中学校と家族との関係修復」および「外部機関との連携」の二つの観点から、具体的に提言を述べる。

ア　中学校と家族との関係修復
　現在、Ａは学校生活に対する強い不安を抱え、安心して登校できる状態には至っていない。今後、中学校がまず取り組むべきは、Ａおよび保護者との信頼関係の回復であり、そのためには短期的な対応に終始するのではなく、継続的かつ誠実な関わりを積み重ねていく姿勢が不可欠である。そのためには、学校側の判断や方針を一方的に伝えるのではなく、Ａが感じている不安や恐怖、保護者の思いに丁寧に耳を傾け、対話を重ねながら支援の在り方を共に検討していくことが求められる。
　また、Ａが安心して過ごすことのできる居場所や人間関係を、学校内外を含めて再構築していく必要がある。そのためには、学級復帰を唯一の目標とするのではなく、段階的な関わりや別の学習・生活の場も含め、Ａの心身の状態を最優先に考えた柔軟な支援が講じられるべきである。その過程において、Ａが「守られている」「自分の訴えは大切に扱われている」と実感できることが、信頼関係回復への重要な前提となる。
　さらに、[redacted]共通認識を、学校としてもつこと

が求められる。
　今後、Ａが再び登校できるようになった場合には、過去の経緯を踏まえ、いじめの再発防止に向けた一層の注意が必要である。そのためには、明確ないじめ行為のみならず、からかい、無視、距離を取る行動など、表面化しにくい小さな変化を見逃さず、教職員間で日常的に情報を共有し、校長や教頭といった管理職が中心となって早期に組織的対応が図れる体制を整えることが重要である。
　中学校には、本事案をＡ一人の問題として終わらせるのではなく、学校全体の在り方を見直す契機とし、Ａとその家族が再び学校を信頼できる関係を築いていくことを強く求める。

イ　外部機関との連携

[redacted]

これらの情報を踏まえ、Ａ本人および保護者とともに将来の進路について丁寧に検討していく過程は、単なる進路指導にとどまらず、対話と相互理解を積み重ねる機会となり、失われた信頼関係の回復に向けた重要な契機ともなり得る。今回の事案によって、Ａおよび保護者が中学校に対して抱く不信感は極めて大きいと考えられ、その影響は軽視できないことから、中学校としては進路支援を含むあらゆる関わりにおいて、誠実かつ継続的に尽力していく姿勢が不可欠である。
　また、中学校が[redacted]での取り組みや、そこでの経験についてＡ本人から話を聞く機会をもつことも、単なる情報収集にとどまらず、失われた信頼関係を修復する重要な契機となり得る。Ａが自らの経験や学びを語り、それを中学校側が尊重し受け止める姿勢を示すことで、「話しても大丈夫」「理解しようとしてくれている」という安心感をＡに与えることができると考えられる。
　さらに、[redacted]
　本事案を契機として、学校が外部機関との連携を含めた包括的な支援体制を構築し、一人ひとりの状況に応じた柔軟な支援を継続していくことが強く求められる。その取り組みは、Ａの将来的な成長と安心につながるだけでなく、同様の事案の再発防止にも資するものである。

（２）学校の設置者に対する提言

教育委員会には、このように中学校がいじめ重大事案を抱えることになった原因の分析と、速やかな課題解決を求める。

解決に必要なのは、いじめを防ぎ、いじめを「見逃さない指導の徹底」である。そして指導の徹底に必要なのは「チーム学校」で、方針を立て、役割を決め、やり残しはないか検証し、互いに支え合いながら「事案を解決していく組織力」である。また、この組織を作り、動かすのは人であり、「人を育てる」必要があることは言うまでもない。この３点にスポットを当て、課題を解決していくことを求める。

具体的には、以下のとおりである。

一点目「見逃さない指導の徹底」のためには、以下㋐～㋒を周知徹底する必要がある。
㋐保護者から「いじめ」の訴えがある場合、保護者の声に耳を傾け、意図をくみ取り誠実に対応し、初期の対応で見逃しや見落としがあったり、心ない発言で保護者との関係をこじらせることは避けなければならないこと
㋑友人や当該生徒からのＳＯＳや、普段と違う様子に気づいた場合、見過ごしたり、対応は不要であると個人で判断したりせずに、教員同士で情報を共有し、組織で協議し、丁寧に対応すること
㋒アンケートに「いじめ」の情報が書かれている場合にも、対応不要であると個人で判断せず、組織で対応していくこと

二点目「チーム学校」で「事案を解決していく組織力」を作るためには、以下㋐～㋑を周知徹底する必要がある。
㋐友人、当該生徒、保護者から「いじめ」の訴えがある場合や「いじめの疑い」がある情報を教員が把握した場合は、個人や限られた教員で判断せず、速やかに管理職に報告し、「いじめ防止対策組織」で、組織的に対応していく流れを確立すること
㋑教員が一人で抱え込むことにより、対応がいい加減になったり、事務的になったりして、問題を複雑にすることは防ぐ必要があること

三点目「人を育てる」ためには、「いじめ認定」を教員の経験や思い込みで判断するのではなく「法」に基づいて判断するための対応力と実践力を身に付けるために、出前研修等において、体験型事例研修を積極的に取り入れることを求め、更に、重大事態事案が発生した学校については教育委員会が全教職員に対して一定の研修を義務付けることが必要である。

以上のことを、校長会、教頭会、並びに、生徒指導主任会、教育相談主任会の場で周知することはもちろんのこと、指導主事の学校訪問時においても指導し、周知することを求める。

更に、教育委員会には、年度初めに示す教育委員会・学校の取り組みの内容である「Ａ未然防止に関する取り組み」「Ｂ早期発見に関する取り組み」「Ｃ早期対応・早期解消に関する取り組み」について、年度初めの実施確認と年度末の実施評価を確実に進め、その結果を出前研修につなげていくことを求める。

以上